附　則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の改正規定　公布の日

二　第八条の十九の改正規定　令和八年四月一日

○防衛省令第八号

防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を廃止する省令を次のように定める。

令和八年三月三十日　　防衛大臣　小泉進次郎

防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を廃止する省令

次に掲げる省令は、廃止する。

一　防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成十九年内閣府令第七号）

二　防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第十一号）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○文部科学省告示第六十七号

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和七年文部科学省令第二十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。

令和八年三月三十日　　文部科学大臣　松本　洋平

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示

（大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部改正）

第一条　大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
四　専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの若しくは専攻科における学修又は学校教育法第百三十三条において準用する同法第百五条の規定により専修学校（専門課程を置くものに限る。）が編成する特別の課程における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの	四　専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの又は学校教育法第百三十三条において準用する同法第百五条に規定する専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

（短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部改正）

第二条　短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
四　専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの若しくは専攻科における学修又は学校教育法第百三十三条において準用する同法第百五条の規定により専修学校（専門課程を置くものに限る。）が編成する特別の課程における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの	四　専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの又は学校教育法第百三十三条において準用する同法第百五条に規定する専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの